

高齢者は新型コロナウイルス感染症予防接種を一部公費負担で受けることができます

新型コロナウイルス感染症予防接種は、国内外で実施された研究などにより、感染した場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められたと報告されています。ワクチンを接種すると、接種しなかった場合に比べて、新型コロナウイルス感染症による入院を約40%～70%程度予防することが期待できます。※新型コロナウイルス感染症予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。

■実施期間

令和8年10月1日～令和9年2月28日

■接種対象者

接種日時時点で川崎市内に住民登録がありますか。

↓ はい

↓ いいえ

接種日の年齢

65歳以上

↓ 60～64歳

59歳以下

障害1級程度の障害の有無

(心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスのみ)

有する

有しない

定期接種（助成）対象外

(接種日時時点で住民登録のある自治体にお問い合わせください。)

定期接種（助成）対象外

(接種を行う場合は任意接種となり、全額自己負担)

定期接種(助成)対象

接種をご希望の場合は、川崎市予防接種個別協力医療機関に直接連絡し、ご予約をお願いいたします。

※ 川崎市予防接種個別協力医療機関の名簿は、川崎市ホームページをご覧ください。▶▶▶

※ 市や医療機関から対象者宛てに個別通知(接種券等)はお送りしていません。

<接種時の持ち物>

- ・ (全員) 住所及び年齢の確認ができるもの (マイナンバーカード等)
- ・ (60～64歳の方) 障害者手帳等、障害程度を確認できる書類



予防接種協力
医療機関名簿

■自己負担金（接種時にかかる費用）

7,000円

※7,000円で受けられるのは、**実施期間中に1度限り**となります(2回目以降は**全額自己負担**)。

※**全額公費負担(無料)**となる場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

●次の方は医療機関に**証明書類を提示**すれば
予防接種の自己負担金が**無料**になります。

※提示しなかった場合の払い戻しは致しませんので、接種時に必ずお持ちください。

① **生活保護世帯に属する方**

証明書類：最新の生活保護決定通知書、被保護証明書のいずれか

② **世帯全員が市・県民税非課税の方**

証明書類：最新の介護保険料納入通知書（保険料段階が第1～4段階のもの）

※予防接種のための介護保険料納入通知書の再発行は行っておりません。

※非課税証明書は世帯全員の非課税を証明する書類でないため使用できません。

③ **中国残留邦人等の法律に基づく支援給付を受けている方**

証明書類：中国残留邦人等の支援に関する法律に基づく支援の

本人確認証 又は 支援給付受給証明書

●上記①～③に該当しているが、証明書類をお持ちでない方は、
次の手順で自己負担金が無料になる場合がございます。

手順1. 自己負担金の免除申請を、川崎市へ行う。

手順2. 川崎市から「免除対象者用予診票」が発行される（審査を通過した場合のみ）。

手順3. 「免除対象者用予診票」を直接医療機関に持ち込み、予防接種を受ける。

※川崎市に免除申請が届いてから、審査を行い、免除対象者用予診票が発行されるまでに
約2～3週間かかります。

※各区役所では、免除対象者用予診票の発行業務は行っておりません。

※自己負担金免除の免除申請方法等の詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。
もしくは、以下の予防接種コールセンターにお問い合わせください。



川崎市
ホームページ

川崎市予防接種コールセンター

受付時間：8時30分から17時15分 月～金（祝日・年末年始除く）

電 話：044-200-0144

F A X：044-200-1065

※コールセンターでは予防接種の予約はできません。直接医療機関へお問い合わせください。



KAWASAKI CITY

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当
川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>
「川崎市 新型コロナ 予防接種」で検索

